

学 校 長
校長代理

小 中 学 校 企 画 課 長
教 職 員 育 成 課 長
教 職 員 労 務 課 長
教 育 課 程 推 進 室 長
学 校 支 援 ・ 地 域 連 携 課 長
高 校 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
特 別 支 援 教 育 相 談 課 長
人 権 教 育 ・ 児 童 生 徒 課 長
健 康 教 育 ・ 食 育 課 長
学 校 教 育 事 務 所 指 導 主 事 室 長
こ ども 青 少 年 局 放 課 後 児 童 育 成 課 長

緊急事態宣言適用期間延長以降の市立学校の教育活動について（通知）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の適用期間が9月30日(木)まで延長されました。

市立学校における児童生徒の感染者数は、9月6日(月)から9日(木)まで153人となっています。前週の462人、前々週の487人と比較すると減少傾向にありますが、夏季休業期間前の7月19日(月)の週の53人と比較すると相当数感染者がでている状況に変わりありません。

また、9月1日(水)以降、感染者が複数出たことで休校措置等をとっている市立学校が5校(休校2校、学級閉鎖2校、分散登校グループ閉鎖1校)ある状況となっています。(9月9日(木)現在)

そのため、令和3年8月26日付 教小企第2017号「9月1日以降の市立学校の段階的な教育活動の再開について（通知）」及び「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン(令和3年3月19日版)」に基づき、引き続き対応の継続をお願いします。

また、児童生徒本人や同居の方に少しでも風邪症状(咳・喉の痛み、頭痛・発熱、腹痛、倦怠感等)が見られる場合には登校を控え、医療機関を受診するよう保護者の方へ引き続きお知らせください。(主な感染経路が家庭内感染となっています。)

なお、今後、国または県から対応等の要請があった場合や、感染状況等により、学校における措置等を急に変更する必要がある場合も考えられますのでご理解ください。

※通知内のゴシックアンダーライン部分が更新のある箇所です。

1 分散登校の継続について

神奈川県教育委員会からの通知を受け、次のとおり分散登校を継続します。

児童生徒の活動単位は学級単位とし、学年や学校全体での活動は行わないでください。

(1) 小学校、中学校、義務教育学校

令和3年9月1日(水)～10月1日(金) 分散登校

※ 給食・昼食をとらせてから下校させてください。

ア 原則、1つの学級を2つのグループに分ける分散登校を継続します。

段階的に教育活動を再開するため、9月14日(火)からは14時30分以降の授業を
平時の授業終了時刻まで、学校の実情に応じて実施可能とします。

イ 座席配置では、可能な限り距離を確保し(1～2メートル程度)、対面とならないような形とすることとし、1つのグループの人数はこの座席配置を踏まえた人数としてください。1つの教室で過ごす児童生徒数を平常時の概ね半分とします。

ウ グループごとに登校日を1日おきに設定することとします。ただし、登校しないグループの児童生徒の中にも緊急受入れを必要とする場合も想定されるため、その場合、当該児童生徒は毎日登校(給食を含む)するなど、各学校の状況に応じて対応してください。なお、1つの教室については、分散登校の趣旨を踏まえ、児童生徒数が密集することがないようにご配慮ください。

エ 授業については、1単位時間を5分～10分程度短縮して換気の頻度を増やすことを想定していますが、各学校の実情に応じて行ってください。

学校の状況に応じて、14時30分より早く終了することは構いませんが、キッズクラブ・児童クラブ(学童)・はまっ子(特支)は開所時間の前倒しは行わないため、対象児童生徒は14時30分まで学校で緊急受入れをお願いします。

オ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)」の活用などにより、児童生徒の心のケアや仲間との関係づくりなどに資する取組を行うことも大切です。感染予防に配慮した「学校再開スタートプログラム」等、積極的に活用してください。

カ 様々な環境下の児童生徒がいる中で、一定の食の保障が必要であることから、引き続き給食・昼食は実施します。本通知に沿って、感染症対策の徹底(「10 小学校等での給食について」参照)と、学校での給食・昼食の喫食を希望しない方への配慮(「14(3)保護者からの感染不安による欠席の相談」参照)をお願いします。

分散登校の例

活動単位は学級単位とします。登校するグループと、登校しないグループを1日ごと交代します。登校するグループは教室で給食・昼食を喫食します。緊急受入れの児童生徒は学級で学習するなどします。

	8月30日(月)	8月31日(火)	9月1日(水)	9月2日(木)	9月3日(金)
Aグループ	臨時休業	臨時休業	午前登校	登校日	家庭学習
Bグループ			午後登校	家庭学習	登校日
給食			提供なし	Aグループ	Bグループ
	9月6日(月)	9月7日(火)	9月8日(水)	9月9日(木)	9月10日(金)
Aグループ	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日
Bグループ	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
給食	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ	Aグループ
	9月13日(月)	9月14日(火)	9月15日(水)	9月16日(木)	9月17日(金)
Aグループ	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
Bグループ	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日
給食	Bグループ	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
	9月20日(月)	9月21日(火)	9月22日(水)	9月23日(木)	9月24日(金)
Aグループ	祝日	登校日	家庭学習	祝日	登校日
Bグループ		家庭学習	登校日		家庭学習
給食		Aグループ	Bグループ		Aグループ
	9月27日(月)	9月28日(火)	9月29日(水)	9月30日(木)	10月1日(金)
Aグループ	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
Bグループ	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日
給食	Bグループ	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ

(3) 高等学校及び附属中学校

令和3年9月1日(水)～10月1日(金) 時差通学・短縮授業・分散登校の実施

登校する生徒数を半数程度とする分散登校を実施します。

分散登校の実施にあたり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については、短縮授業として、全日制課程は「40分×6コマ」、定時制課程は「40分×4コマ」での授業実施を基本とします。

分散登校の方法については、学校及び生徒の実情等を踏まえ、各校にて設定をします。

また、登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続できるようにお願いします。

(4) 特別支援学校

令和3年9月1日(水)～10月1日(金)

- ※ 在籍する幼児児童生徒数や教室の使用状況、スクールバスの乗車状況など各学校の実情を踏まえ、短縮授業や時差通学、分散登校など必要に応じて対応をお願いします。なお、分散登校等の終了日については各校の実情にあわせ、前後しても構いません。
- ※ 分散登校を実施する場合はあわせて緊急受入れへの対応(給食含む)もお願いします。その場合、あくまでも「緊急の措置」であることを保護者と各学校は十分に確認した上で実施してください。
- ※ 訪問籍については、保護者と十分に相談し再開してください。訪問する際には、毎日の検温など教職員は健康管理に十分配慮してください。
- ※ 分教室、院内学級等については、施設管理者と十分に協議し再開してください。

(5) 通級指導教室

分散登校を継続する期間、通級による指導(巡回指導を含む)を中止とします。通級指導教室(設置校)は、指導再開までの間に考えられる児童生徒への配慮事項等を在籍校に伝える、家庭で取り組むことなどを保護者や児童生徒に助言するなど、必要に応じて電話等による支援を行ってください。

2 分散登校期間中の出席及び時数の取扱いについて

分散登校の間、グループの登校日の設定によって、登校しない家庭学習の日の出席の取扱いについては、「ト書き」(校長が出席しなくてもよいと認めた日)とします。理由は「分散登校実施のため」とします。登校しない日に緊急受入れに参加し、学級で生活している児童生徒についても「ト書き」としてください。

また、時数については、昨年度同様に「緊急時において標準授業時数を下回っても可とする」ように(令和3年2月19日付文部科学省通知)扱っています。

9月1日以降の分散登校で家庭学習の際に、オンラインで学習した場合には「特例の授業 〇日」として、今後、要録に記載する必要があります。通常の授業時数にはカウントしませんが、日数については、あらかじめ記録しておくようにお願いします。要録上の記載方法の詳細については、調整の上、改めて通知いたします。

	出席簿上の取扱い	時数の記録
分散で登校	出席	通常の授業時数として記録
分散で登校するべきだが不安等で自宅学習	ト書き	オンラインで学習した場合、通常の授業時数として記録せず、特例の授業として記録※2
分散で家庭学習	ト書き	オンラインで学習した場合、通常の授業時数として記録せず、特例の授業として記録※2
分散で家庭学習だが緊急受け入れやネット環境がないため登校等	ト書き	オンラインで学習した場合、通常の授業時数として記録せず、特例の授業として記録※2

※ただし、人権教育・児童生徒課が実施する不登校児童生徒へのオンライン学習（アットホームスタディ）については、根拠となる文部科学省の通知が異なるため、出席扱いとなる場合があります。詳しくはお問合せください。

※2 「特例の授業」の記録として、令和3年度は可能な限り、参加日数等を指導要録の「指導上参考となる事項」に記録する。

【記入例】9月2日（木）A児

オンライン等家庭学習の日だが緊急受け入れに参加…「ト書き」

また、小学校等において緊急事態宣言下における分散登校期間中（10月1日まで）に、「給食を食べさせたくない」等の理由により、登校日に4日間以上連続して給食を食べない申し出があった場合は、引き続き給食費の減額対象とします。なお、家庭学習で、緊急受け入れにも参加しない日の分の給食費は減額対象です。（詳細は「10（4）給食実施回数と給食費（小学校・義務教育学校・特別支援学校）について」参照）中学校及び給食室改修期間中の小学校の取扱いについても、9月13日までの取扱いと同様です。

つきましては、各学校で引き続き、保護者から個別の事情を伺い、丁寧に対応いただきますようお願いいたします。

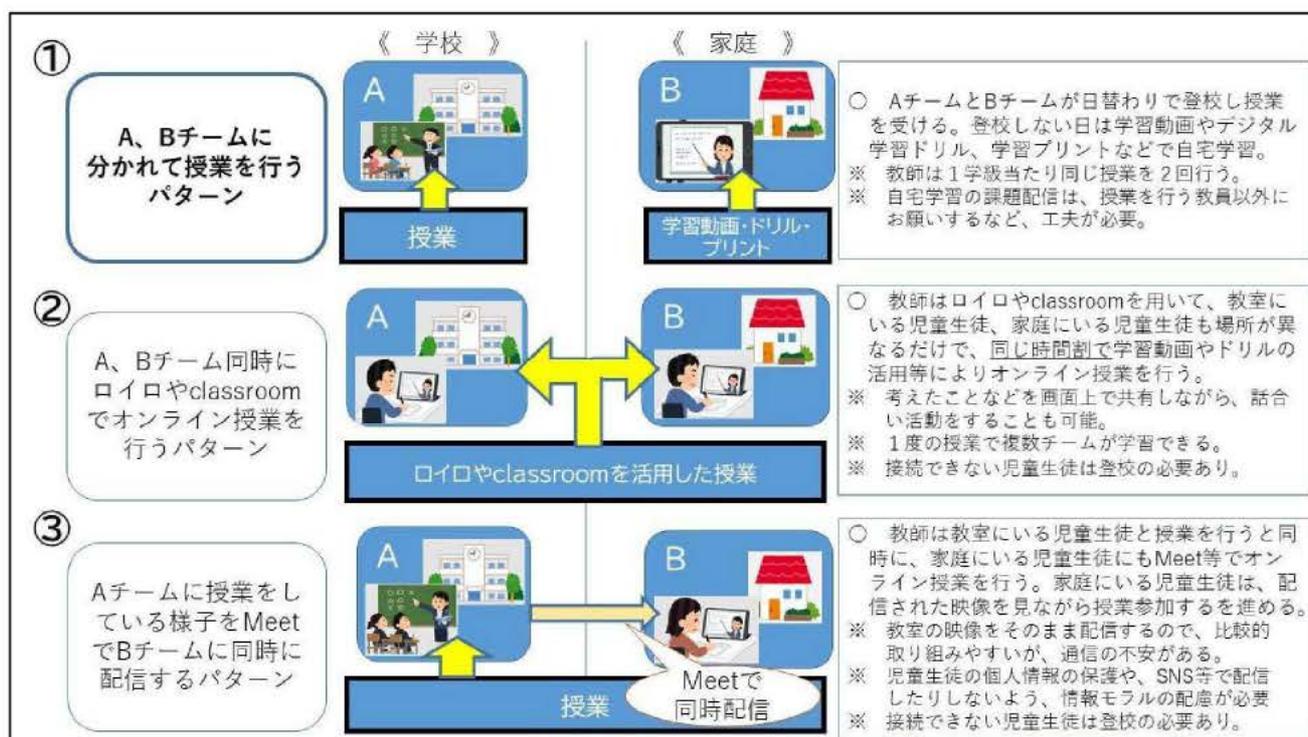
3 分散登校期間のオンラインを活用した学習について

(1) 学校や児童生徒の状況に応じた学習

今回の分散登校では、学校で授業を行うとともに、印刷物の配付やオンライン配信によって家庭学習用の課題を配ることが基本的な対応となると考えられます(下図の具体例①)。一方、学校での授業・家庭での学習支援・感染回避による欠席の児童生徒への対応など、教職員の負担が増えることが予想されることや、9月1日以降に児童生徒が端末を持ち帰ることで市民や保護者のオンライン授業に対する期待が高まることを踏まえ、オンラインを活用した授業を行うことも可能とします。オンライン授業を実施する場合は、通信環境や教職員の準備の状況を考慮の上、最初から完全な授業を求めるのではなく、授業中に児童生徒と一緒にできることをひとつずつ増やしていくような取組を進めてください。以下の具体例を参考にしながら、学校の状況に応じて、学習に取り組んでください。

なお、このたび、株式会社城南進学研究社様からのご提案により、分散登校期間中において、感染症への不安により欠席している児童生徒の学習や、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖等）の際の学習などにオンライン学習教材「デキタス」を無償で利用することが可能になりました。詳細は別途通知します。

(2) 具体例



(3) 端末持ち帰りについて

児童生徒の端末を持ち出しができるよう8月25日(水)に遠隔で設定変更の配信を行いました。小学校及び特別支援学校のiPadにおいては、電源を入れるとインターネットに自動接続し、その翌日には設定が反映されています。(スリープ状態でも設定は反映されます。)中学校のChromebookにおいては、学校に配布したアカウントでログインするこ

とで、設定が反映されます。(教員、児童生徒いずれのアカウントも可)

参考：令和3年8月27日付教小企第2051号「1人1台端末の持ち帰りについて(通知)」

(4) 配慮事項

ア 今回は、必ずオンライン授業(具体例②、③)に取り組むということではありません。また、取り組む場合においても、教員が一人に対応するのではなく、学年単位で進めるなど、教員の過度の負担にならないような配慮が必要です。学校の状況や、ICTの取組状況を踏まえ、教職員にとって無理のない方法を選択してください。

イ 家庭学習を行う場合、教育委員会で作成した学習動画やデジタル学習ドリルも活用することが可能です(『ロイロノート・スクール』を活用した学習動画パッケージの配信について)令和3年5月26日付 教課程第154号通知参照)。また、教職員一人ひとりに株式会社LoiLoから「ロイロノート・スクール 教科別活用本」が配送されていることとしますので、ご活用ください(『ロイロノート・スクール 教科別活用本』の送付について)令和3年8月18日付 教課程第290号通知参照)。

ウ オンライン授業を行う場合には、1単位時間を工夫するなど、端末の基本操作や確認なども含めて、余裕をもって進めてください。オンライン授業を行う場合の進め方の例についてはYCANの教育課程推進室webページに掲載していますのでご参照ください。

教育課程推進室webページ <http://inw1.office.ycan/b/ky/kyoikukatei/giga/>

エ オンラインを活用した学習を行うにあたっては、児童生徒と保護者の情報モラルへの理解が重要です。「学校と家庭で育む情報モラル」(保護者向けリーフレット・動画)もご活用いただき、情報モラルの重要性をご家庭と改めて共有ください。

リーフレット「学校と家庭で育む情報モラル」

<http://inw1.office.ycan/b/ky/content/0405johomoraru01.pdf>

動画「学校と家庭で育む情報モラル」(youtube)

<https://www.youtube.com/watch?v=RwZinYPKSDQ>

(右の二次元コードからもアクセスできます)



オ 今回のオンライン授業については、「緊急時におけるオンラインを活用した授業についての『特例の授業』」として扱います。令和3年2月19日付文部科学省通知をご参照ください。

4 感染者が出た場合の学級閉鎖等の対応について

教育委員会による感染症対策として、次の①～③のいずれかの条件に該当した場合、該当した日から一週間程度、学級閉鎖等休業の措置とすることにします。また、学校での活動の状況等を踏まえ、学校内で当該学級以外に感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、必要に応じて、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施します。

①複数名の感染が判明した場合

②1名の感染が判明するとともに、複数名に発熱等風邪症状がある場合

③その他教育委員会が必要と判断した場合

※ 分散登校期間中においては、グループを単位として①～③の基準でグループの閉鎖を判断します。グループ閉鎖の間は当該グループの児童生徒を「出席停止」とします。

学校において、上記の条件が予想される感染状況や健康不良等の状況を把握した場合は、直ちに新型コロナウイルス感染症専用電話(健康教育・食育課保健係)へ御連絡ください。教育委員会において、感染状況等を総合的に検討し、臨時休業を判断します。

【専用電話については、学校管理職宛に送付済みの令和3年6月15日付教健第979号「児童生徒の新型コロナウイルス感染症に関する連絡について」(通知)を参照】

5 ガイドラインの徹底について(ガイドライン(令和3年3月19日版)より抜粋)

ガイドラインの内容を、校内の全教職員で改めて共有・確認し、感染予防の取組を徹底してください。(ガイドライン第2章を参照)

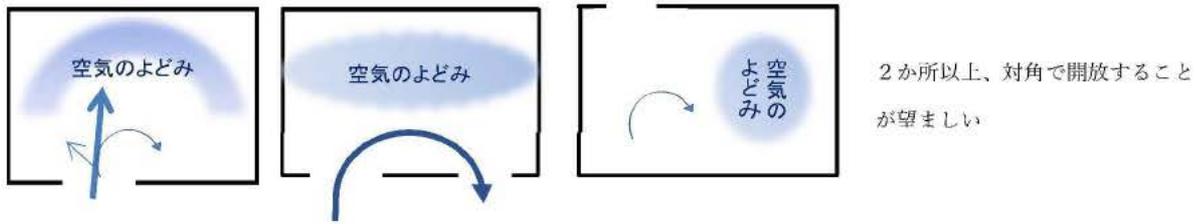
特に、手洗いやマスクの着用、家庭と連携した健康観察、換気(ガイドライン第2章-8, 9)及び校内の消毒(ガイドライン第2章-41~46)について、改めて確認してください。

飛沫感染を防ぐために使用していたビニールシートが空気の流れを妨げ、かえって換気効率が悪くなっているのではないかと指摘された事例がありました。換気が確実に出来るよう、対面する2方向を開けるよう心がけてください。

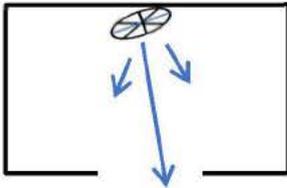
※ガイドライン(3月19日版)はYCANの小中学校企画課のページに掲載しています。
(<http://inwl.office.ycan/b/ky/gakkokikaku/>)

※ガイドライン第2章-2、12のとおり、新型コロナウイルス感染症については、現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから飛沫を飛ばさないよう、児童生徒及び教職員は、当面、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

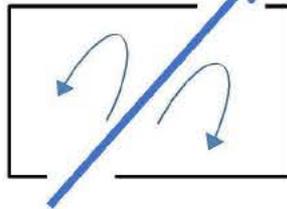
※ウイルスの吸い込みを防ぐには、自分の顔の形に合うマスクを正しく着用し、かつ、自分と相手双方が着用していることが必要です。なお、布やウレタンよりも不織布のほうが飛沫拡散・防止には効果が高いとの研究結果がありますので、学校内では不織布マスクを使用することを推奨します。



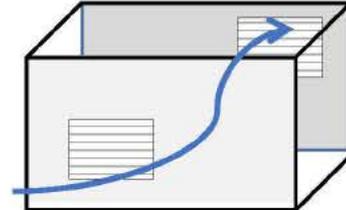
○ 扇風機で風を送る



○ 窓を対角で開ける



◎ 煙突効果



○自然に風が起こりにくい場合や一方向の窓しか開けられない時は、窓に向けて扇風機を回すことで、空気を外へ流すことができます。

○風の入口を低い位置に、出口を高い位置にすると換気効果がより高まります。

6 感染リスクの高い活動の一時停止について

次に掲げる項目については、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動として一時的に停止するよう文部科学省から通知されていますので、緊急事態宣言期間においては、実施を見合わせてください。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、上記に記載のない項目についても、ガイドライン第2章-24～30に記載のとおり、各教育活動における留意点や感染防止策を徹底したうえで、実施していただくようお願いします。

また、体育の授業の実施にあたっては、これまでも活動の内容や場合に応じて、ガイドライン（第2章-27）に基づき対応しているところですが、緊急事態宣言期間中は、ガイドラインの内容に加えて、以下の留意点に配慮して取り組んでいただくようお願いします。

【留意点】

- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・授業の前後における着替えや移動の際、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。
- ・水泳授業の取扱については、令和3年5月10日付教課程第86号「令和3年度 水泳授業の取り扱いについて（通知）」を参照してください。

7 緊急受入れについて

就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、以下のとおり緊急受入れの対応をお願いします。「市立学校の段階的な教育活動の再開について」（令和3年8月24日付 教小企第1981号）、「臨時休業期間中における緊急受入れについて（補足）」（令和3年8月26日付 教小企第2011号）で通知した対応を、原則として継続し、14時30分までを目途に実施してください。また、緊急受入れに参加する児童生徒は、自身の属さないグループの登校日であっても学校に登校し、原則、自分の学級で授業等に参加します。なお、この場合も当該児童生徒への給食の提供は行います。緊急受入れに当たっては、学校の指導のもと、密にならない場所で喫食することで、感染対策を取ることができるため、喫食後までの対応をお願いします。

緊急受入れに関しては緊急の対応であり、感染拡大防止という目的を踏まえた上で、通常の学校教育活動とは異なるものであることを十分認識し、感染または感染の可能性がある場合は緊急受入れを行わないことを徹底することとします。

緊急受入れを利用した児童生徒が陽性になったり、感染の疑いがあったりする場合など、緊急受入れの中止を検討する場合は、直ちに新型コロナウイルス感染症専用電話（健康教育・食育課保健係）へご連絡ください。教育委員会事務局において、感染状況等を総合的に検討し、緊急受入れの中止を判断します。また、緊急受入れの実施日に、児童が利用している放課後事業の事業所（放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ）が閉所している場合は、当該事業所を利用している児童については、緊急受入れは行いませんが、上述のとおり緊急受入れの中止を検討するような状況の際は、直ちに新型コロナウイルス感染症専用電話（健康教育・食育課保健係）へご連絡ください。

分散登校期間中の実施にあたっては、学年別に参加人数を把握するようにしてください。

特別支援学校において、分散登校を実施する場合はあわせて緊急受入れの対応（給食含む）もお願いします。

(1) 実施内容と留意事項

- ・就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合について、小学校1年生から3年生、個別支援学級（小中学校全学年）、特別支援学校全学年の児童生徒を受け入れます。
- ・保護者等から障害等により支援が必要であることや、夏季休業等により児童生徒の身体面・情緒面の不調につながっていること、その他家庭の事情などを理由として、受

入りの相談があった小学校4～6年生の児童及び中学校全学年の生徒も感染症対策に留意して可能な限り受け入れます。

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、座席の間隔を広めにとるようにするとともに、換気が確実にできるよう、教室内において対面する2方向を開けるようにしてください。また、大人数で長時間集まることは避けてください。
- ・ **緊急受入れを利用する児童生徒は、登校前の健康観察(咳・喉の痛み、頭痛・発熱、腹痛、倦怠感等)を徹底してもらい、本人や同居人の方に風邪症状が見られる場合には利用を控え、医療機関を受診するようお知らせください。**なお、受入れを希望する児童生徒には、健康状態を確認するために、健康観察票を必ず提出してもらいます。
- ・ 校内では手洗いやうがい、可能ならばアルコール消毒等で感染の予防を図ります。
- ・ 体調不良時には保護者に連絡し、迎えに来てもらうようにします。
- ・ けが等があった際、スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用され、学校休業日の課外指導と同じ扱いになります。請求の際には、災害報告書、医療等の状況のほか、活動計画表の提出が必要となります。

(2) 緊急受入れについての学校への連絡について

- ・ 受入れを希望する児童生徒には、参加児童生徒数を把握するためや、ICTを活用した連絡手段等を活用し、日々の受け入れ人数を把握できるように、保護者から学校に連絡してもらうようにします。
- ・ その際には、保護者氏名と受入れ希望理由を明記できるようにします。

(3) その他

- ・ 登下校は安全面を考え、できるだけ一人で登下校しないように指導をお願いします。
- ・ 早退時は安全面を考えて必ず保護者に引き渡してください。
- ・ 参加予定児童生徒が登校しない場合は安全確認のため、必ず保護者に連絡を取るようになしてください。
- ・ 放課後事業等利用者については、それぞれのサービスへの引き継ぎを確実にを行うようにしてください。

8 部活動について

(1) 中学校・附属中学校(小学校の特設クラブも準じる)

10月1日(金)まで原則活動を停止します。

※県・関東・全国大会等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部を除く

県・関東・全国大会等の上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する部は、次のとおり、出場の14日前から各部活動の活動内容に応じた更なる感染予防対策の徹底した上で、実施を可とします。活動する際には、大会に出場する部員のみにするなど、人数を最小限にします。また、指導者はマスクの着用を徹底してください。

分散登校の趣旨を踏まえ、活動する部活動の部員は、原則として同じ分散登校のグループに割り振り、平日に部活動のためだけに登校することがないようにしてください。

活動場所についても、例えば音楽室ではなく体育館を活用したり、屋外の広い場所で活動したりするなど、十分な換気と距離が確保できる場所で活動してください。

また、教育活動を学級単位に制限していること意識して、部活動を実施する配慮をお願いします。

○活動日数(上限)：週3日以内（土日祝日を含む。土日祝日の活動はいずれか1日）

○活動時間(上限)：90分

※活動時間は、準備・片付けなども含めた時間です。

○朝練習、他校との合同練習、遠征や泊を伴う練習は実施しない。

○身体的接触をともなう活動や近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼吸を伴う活動等、感染リスクの高い活動は実施しない。

○熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外さしてください。

(2) 高等学校

10月1日(金)まで原則活動を停止します。

ただし、大会等の14日前以降、競技実施におけるけが防止等の視点から校長が必要と認める場合は、各部活動の活動内容に応じた更なる感染予防対策を徹底した上で、実施可とします。

その際の活動時間（準備・片付けを含む）は、平日90分程度、土日祝日3時間程度、週4日（土日祝日いずれか1日を含むことも可）を上限とします。

なお、平日に実施する場合においても、分散登校している生徒のみとし、17時までには生徒が下校しているようにしてください。

活動する際には、大会に出場する部員のみにするなど、人数を最小限にします。また、指導者はマスクの着用を徹底してください。（詳細は令和3年8月24日付 教小企第1981号「市立学校の段階的な教育活動の再開について（通知）」のとおり）

※なお、今後、県立高校の動向により取扱いを変更する場合があります。

(3) 特別支援学校

中学部は中学校に、高等部は高等学校における取扱いに準じるものとし、生徒の障害の状態等に合わせて、必要に応じて活動の短縮を行うなど、より一層の感染防止対策を講じてください。

【部活動による集団感染の事例】

ア A高等学校では、7月24日から26日にかけて生徒8人の陽性者が判明しましたが、この時点で特定の学年、学級や部活動に集中していませんでした。後日、新たに生徒5人、教職員1人の感染が判明した結果、同じ部活動（バスケットボール部）の陽性者が5人となり、集団感染と認定されました。8月9日まで全校生徒の活動中止期間としました。

イ B中学校では、部活動に所属する1人が感染し、同じ部内の全員が濃厚接触者と認定されました。集団検査等の結果、部員4人の感染が判明し、集団感染と認定されました。学校は陽性者が判明した、7月26日から8月5日まで当該部活動（バレーボール部）を停止しました。

ウ C中学校では、部活動の顧問の教職員1人が感染し、数日後に部員6人の陽性が判明し、集団感染と認定されました。8月5日から8月14日（学校閉庁日）まで当該部活動（吹奏楽部）を停止としました。

各学校では、これまでも部活動等の感染防止対策の強化・徹底に取り組んでいただいているところですが、上記の事例にもありますとおり、屋内での練習や室内での部活動に付随する場面（部活動前後での集団での飲食、更衣室等の一斉利用等）での不十分な対策により感染が拡大していると思われる事例が発生しています。

特に、身体的接触を伴う活動、近距離でのマスクを外しての活動・会話、用具の不必要な使いまわしなど、感染リスクの高い活動等がないよう、改めて活動方法を見直し、工夫していただくとともに、屋内の練習では換気の悪い空間とならないよう換気設備を適切に運転することや定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うなど、一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

9 学校行事等について

(1) 小学校・中学校・義務教育学校

10月1日(金)までは、学級単位での活動とし、学年や学校単位の運動会や体育祭等の学校行事については、中止や延期としてください。

(2) 高等学校・附属中学校

10月1日(金)までは、学級単位での活動とし、学年や学校単位の文化祭や体育祭等の学校行事については、中止や延期としてください。

中学生向け学校説明会や進路指導等に係る面談・模試等について、実施する場合は万全な感染防止対策を講じてください。

(3) 特別支援学校

10月1日(金)までは、学級単位での活動とし、学年や学校単位の運動会や体育祭等の学校行事については、中止や延期としてください。なお、職場実習については、本人・保護者・相手先の意向の確認を行い、実施可能であれば感染対策を十分実施した上で実施してください。

また、「交流及び共同学習」については、同期間内は、直接の対面を伴う副学籍交流や学校間交流について、中止や延期としてください。必要な場合には、ICTを活用したり、作品等を活用したりする交流等について検討してください。

※ 宿泊行事等の延期または中止にともなうキャンセル料や実施する場合の看護師同行費用を公費にて負担する「修学旅行等支援事業」については、令和2年度に限っての対応であり、令和3年度以降の公費負担は、予定しておりません。(令和2年8月27日付け事務連絡 追記)

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の特別配当は、キャンセル料に充当することはできません。

10 小学校等での給食について

※中学校及び給食室改修期間中の小学校等の取扱いは9月13日までと同様です。

(1) 感染症対策について

- ・黙食、手洗い、喫食時以外のマスク着用等、これまでの取組を再徹底する。
- ・小学校等の給食の配食にて食缶の残りを配る場合は、「いただきます」の前に、教員が配るか、全員がマスクを着けた状態で各自が貫いに行く。「いただきます」をして食べ始めたら、全員が食べ終わるまで児童が移動・接触することがないようにする。
- ・小学校等の給食に使用する食器類や盛り付け方は、引き続き、各校で保有する食器類と配膳のしやすさなどを踏まえて調理指示書からの変更も可とする。これに加えて、食べやすさを優先して、食具を変更・追加することも可とする。(例：低学年にスプーンを付ける など)
- ・食事中は換気を強化する。(食事中は窓・扉を全て開けることに加え、エアコンや扇風機等も活用し、確実に換気を行う。)
- ・マスクを外している時間帯の児童生徒間の距離をなるべく広げる。(例えば配食後に配膳台を廊下に出して机の間隔を広げるなど、学校の実情に応じて御検討ください。)
- ・向かい合わせにせず同じ方向を向いて食べる。

※学級担任の着席位置については、例えば教室の後ろで同じ方向を向いて食べるなど、児童生徒と向き合う位置にならないよう再確認する。

以上のほか、感染症対策として「マスクを外して喫食する時間を短くする」、「手で直接食品に触れる回数を減らす」等の観点から、基準献立の見直し等を行います。見直し内容は別途整理の上、順次御案内しますので、その際は御協力をお願いします。

(2) 教職員の食事

- ・食事中は換気を強化する
- ・可能な限り時間をずらして交代で食事をする。
- ・対面の位置で食事をしない。
- ・隣席の場合もできるだけ2m程度(最低1m)は空ける。
- ・食事中の会話を控える。

- ・食事後は速やかにマスクを着用する。

(3) 給食用物資（基準献立）について（9月6日～10月1日使用物資）

各校にて、緊急受入れ参加者数を含めた実施人員（必要数量）を、eQちゃんシステムにて入力してください。通常の変更期限（例：実施人員については使用日の4営業日（中3日）前の午前11時）までに入力された数量を納品します。

*以上のほか、分散登校実施中に独自献立を予定している学校については、物資のキャンセルや数量変更等、8月の臨時休業と同様に適宜対応をお願いします。

(4) 給食実施回数と給食費（小学校・義務教育学校・特別支援学校）について

9月2日～10月1日は、給食実施回数に含めた上で、分散登校により家庭学習となる（緊急受入れも参加しない）児童について日数分の給食費を減額します。

減額に関する具体的手続きについては令和3年8月30日付教健第1603号・第1604号通知の取扱いを継続しますが、減額期間などの変更箇所は別途ご連絡いたします。

(5) 給食当番について

分散登校により、グループごとに給食当番を設ける必要があるため、給食当番の白衣が不足することが想定されます。予備の白衣を加えても不足する場合は、下記①～③のとおり、エプロン等の代替品も可としますので、清潔なものを着用することとしてください。

- ① 白衣に類するもの（エプロン、清潔なシャツなど、給食当番時のみ着用するもの）
- ② 帽子に類するもの（三角巾、バンダナなど、頭と髪を覆うもの）
- ③ マスク

(6) アレルギー対応について

分散登校及び緊急受入れにより、日ごとに登校する児童生徒が入れ替わりますので、アレルギー対応が必要な児童生徒の登校予定の把握と、担任、栄養士、調理員を始めとする関係者での情報共有を確実に行ってください。

11 教職員の勤務及び健康管理について

教職員の自宅勤務については、令和3年8月24日教労第1009号等により、出勤者の7割削減を目指し、学校運営に支障のない範囲で人の移動と接触機会を抑制する体制を検討するよう、通知しているところですが、分散登校に伴い、各学校において児童生徒の密集を避けるための体制確保等、緊急時の学校運営を最優先に取り組んでください。

教職員の健康管理については、すでにガイドライン等に基づき取り組んでいただいているところですが、9月に入り、校内で複数の教職員の感染が判明したため、教職員全員にPCR検査を実施することになり、休校措置をとった学校がありました。感染者となること自体に責任はありませんが、教職員は感染した際の影響が大きいため、感染症防止対策の徹底並びにワクチンの積極的な接種にご協力いただきますようお願いいたします。

各学校においては、今一度、学校全体でガイドラインを確認し、感染防止対策を一層

徹底してください。特に、次の点に注意をしてください。

- ・発熱等、体調不良の教職員には、出勤を控えさせ、自己判断で出勤することのないようにすること。市立学校における事例において、解熱後再度発熱していることを踏まえ、市販薬を服用し平熱に戻ったことをもって安易に出勤せず、発熱時には速やかに医療機関を受診し、医師の判断に従うこと。また、同居する者に発熱等の風邪症状がある場合も、職免・自宅勤務等により出勤を控えさせること。
- ・基本的な感染予防の取組である密（密集、密接、密閉）を防ぐように職員室や教室等の換気、感染リスクが高まる5つの場面（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり（その中でも特に、職員同士の昼食時やトイレ・更衣室など、気のゆるみが生じやすい場所の変化））の回避、マスクの着用、手洗いなど、教職員一人ひとりが自分事として改めて徹底する。飲酒をしない飲食・短い時間・少人数という状況でも感染拡大の危険性があるため、マスクを外す時間には最大限の注意を払うこと。
- ・不要不急の外出自粛の徹底等が求められていることを踏まえ、自宅勤務やフレックスタイム制度の活用、年次休暇取得の奨励など、学校運営に支障のない範囲で、人の移動と教職員同士の接触機会を抑制する体制を検討してください。なお、令和3年8月24日教労第1009号通知により、時間単位の自宅勤務について、短縮授業期間中のみの取扱いとしているところですが、同通知に関わらず、緊急事態宣言期間中は運用できることとします。

さらに、学校栄養職員・調理員の昼食の場面において、複数が濃厚接触者とし特定される事案が発生しています。給食室の休憩室での食事について、次の点を徹底してください。

- ・可能な限り時間をずらして交代で食事をする。
- ・対面の位置で食事をしない。
- ・隣席の場合もできるだけ2m程度（最低1m）は空ける。
- ・食事時の会話を控える。
- ・食事後は速やかにマスクを着用する。
- ・食事中は換気を強化する

※飛沫感染を防ぐために使用していたビニールシートが気流を妨げ、かえって換気効率が悪くなっているのではないかと指摘された事例がありました。換気が確実にできるよう、対面する2方向を開けるよう心がけてください。

12 児童生徒指導の充実について

(1) 心と身体のケア

心のケアについては、学級担任や児童支援・生徒指導専任教諭、養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談、教育相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切に取り組んでください。その際、児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず学校全体で共有し、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応するようにしてください。

「児童生徒が現在の自らの心と体の様子を知り、自らの心と体を守っていくこと」や「教職員が現在の児童生徒の心と体の様子を知り、今後の支援に活かしていくこと」を目的とした『心とからだの健康アンケート』については、分散登校の期間を活用して確実な実施をお願いします。また、学校の実情に合わせて、カウンセラーによる教職員向けの心理教育を行ってください。

(参考資料)

※令和2年5月11日発出 教人児第274号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う
カウンセラー等の自宅勤務の取り扱い及び学校再開に向けたこころのケアについて(通知)

※令和2年5月26日発出 教人児第371号 学校再開時におけるこころのケアについて(通知)

(2) 子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用

感染状況の悪化や日常の学校生活が送れないことへの不安を抱える子どもたちの「心のケア」や「仲間との関係づくり」に注目して「子どもの社会的スキル横浜プログラム」「学校再開スタートプログラム」をもとに『学校再開スタートプログラム2021』を再編しました。感染症予防に配慮しつつ、学校再開後いつでも実践できるようになっています。コロナ禍にあっても、子どもたちを支える「あたたかい学級・学校づくり」のために、活用の推進をお願いします。

(参考資料)

※令和2年5月20日発出教人児第368号『学校再開スタートプログラム』の活用について(通知)

※「学校再開スタートプログラム2021」は、別途発出予定です。

(3) いじめ、偏見、差別の防止

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じうるものであり、感染者やその家族等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷など、差別や偏見につながるような行為は、決して許されることではありません。感染拡大が危機的な状況になり、感染のリスクが自分の身に迫ったときほど、偏見や差別は起きやすいと考えます。新型コロナウイルス感染症に感染する、濃厚接触者となる、感染不安により欠席する、家庭の状況により緊急受け入れを選択する、ワクチン接種の有無など、児童生徒がおかれる状況は様々です。引き続き、各学校においては新型コロナウイルス感染症に関する確かな情報をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。

(参考資料)

- 新型コロナウイルス “差別・偏見をなくそうプロジェクト” 教材等の利用について
URL : <http://www.hokenkai.or.jp/> (日本学校保健会 Web サイト)
- 子供の SOS の相談窓口
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

13 学校開放について

学校開放事業は **10月1日(金)まで中止**とします。

また、当面の間、学校開放の利用に係る新規予約については、受付を停止します。

学校開放予約管理システム利用校は、新規に申し込む予約の入力は中止してください。
(予約管理システムを利用していない学校も新規の予約をしないでください。)

学校長は、施設管理者として緊急事態宣言期間外においても、学校や地域の状況に応じて、開放の中止や使用許可の取消しをご検討ください。また、休業や部活動が中止となる場合は、学校開放事業を中止してください。

なお、**10月2日(土)**以降の取り扱いは別途通知します。

14 新型コロナワクチンの接種について

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等(ト書き)」の日数(理由は「新型コロナ感染症予防」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。

また、遅刻・早退の場合、当日登校して途中から登校・帰宅したことが分かるように記録しておいてください。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、「出席停止・忌引き等(ト書き)」の措置を取ることができます。(理由は「新型コロナ感染症予防」) また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断いただくよう、お願いいたします。

(3) 保護者からの感染不安による欠席の相談

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、保護者の方から感染不安による欠席や給食の喫食についての問い合わせが教育委員会事務局に多数寄せられております。

ガイドラインにおいて、風邪の症状や発熱等がない児童生徒の保護者から「感染の可能性を考えて学校を欠席させたい」と相談され、合理的な理由があると判断する場合には、「出席停止・忌引等(ト書き)」とすることが可能であると示しています。

また、小学校等において緊急事態宣言下における短縮授業期間中(10月1日まで)に、「給食を食べさせたくない」等の理由により4日間以上連続して給食を食べない申し出があった場合は、給食費の減額対象とします。

つきましては、各学校で引き続き、保護者から感染不安による欠席や給食の喫食についての相談があった場合には、個別の事情を伺い、丁寧に対応いただきますようお願いいたします。

(5) 教職員の取扱い（職務専念義務の免除）

教職員が感染した際の影響が大きいため、ワクチンの積極的な接種にご協力いただきますようお願いいたします。

教職員のワクチン接種に係る服務については、令和3年6月10日付教労第499号「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等における職務専念義務の免除について（通知）」を参照してください。

15 登下校への配慮について

(1) 小・中学校

登下校の際に児童・生徒が密集することのないよう、始業時刻を変えずに、登下校に時間差を設け、昇降口での密を避けるような分散化を図るなどの配慮をお願いします。検討に際しては、家庭や地域と連携を図りながら、学校の実情に応じた対応をお願いします。

(2) 高等学校及び附属中学校

公共交通機関を利用する生徒が多いことから、朝夕の混雑時を避けるよう、登下校の時刻設定をお願いしていますが、その際、始業時刻を30分程度遅らせる等の配慮を行ってください。

なお、公共交通機関の利用に際しては、マスク着用のうえ、不要な会話を行わない等、感染拡大防止に配慮するようご指導ください。

(3) 特別支援学校

公共交通機関の朝夕の混雑時を避けるよう、各学校の実情や児童生徒の状態に応じて、始業時刻の変更等を検討してください。

なお、公共交通機関の利用に際しては、マスク着用のうえ、不要な会話を行わない等、感染拡大防止に配慮するようご指導ください。

16 研修・指導主事訪問について

緊急事態宣言期間中の市主催の研修及び、小・中学校教育研究会主催の研究会等については、原則中止またはオンラインでの実施とします。

教育委員会事務局で実施する研修の具体的な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染動向や緊急事態宣言の状況に鑑みて、随時、各所管課より通知します。状況により、急な変更等もありますので、受講予定の研修については、通知をご確認ください。

また、指導主事の校内研修のための要請訪問及びYICA訪問研修等については、10月1日まで原則中止または延期とします。今後、緊急事態宣言の延長などにより、期間が延び

る可能性があります。大変お手数ですが、担当の指導主事と調整してください。

後期通年訪問につきましては、10月からの実施を前提に訪問計画を立てているところ
です。今後の状況によっては、中止または日程の変更をお願いすることもありますので
承知おきください。

なお、校内で教職員同士の研修を実施する際には、「教職員間の感染拡大防止策の再徹底等について（通知）」（令和3年8月16日付教労第978号）を参照の上、十分気を付けて実施してください。

17 特別支援教育総合センターにおける教育相談及び作業能力検査について

教育相談・作業能力検査については、感染症予防対策を徹底しながらこれまで通り実施します。相談・検査の申込みをしている家庭から問い合わせがありましたら、必ず検温して、風邪症状(咳・喉の痛み、頭痛・発熱、腹痛、倦怠感等)がないことを確認の上、来所するようお伝えください。

また、教育相談・作業能力検査の実施にあたり、不安、心配がある場合には、相談・検査日程を変更しますので、ご連絡ください。

18 横浜教育支援センター事業について

ハートフルフレンド家庭訪問、ハートフルスペース・ハートフルルームの活動は、感染症予防対策を徹底しながら実施します。なお、ハートフルフレンド家庭訪問については、教育委員会事務局から家庭へ連絡し、意向を確認した上で実施します。

19 放課後児童育成事業について(キッズクラブ、児童クラブ(学童)、はまっ子(特支))

感染防止策の徹底を行いつつ、原則として開所します。

なお、分散登校の実施に伴う、放課後事業の開所時間の前倒しは行なわないため、14時30分までは学校において利用児童の居場所を確保していただきますようお願いいたします。

学校の緊急受入れについて、小学校4～6年生の児童も家庭にいられない事情がある場合は、個別に学校に相談することとされていますので、受入れにご配慮ください。

また、感染リスクの高いおやつの提供の中止や、キッズクラブについては、区分1の利用を停止するなど、更なる感染症対策に取り組みます。

密集性を回避して感染症を防止する観点等や、熱中症を防止する観点からも、各クラブからの求めに応じて余裕教室などの提供について、引き続きご協力をお願いします。

小中学校企画課 671-3285
教職員育成課 411-0512

教職員労務課	671-3247
教育課程推進室	671-3732
学校支援・地域連携課	671-3278
高校教育課	671-3272
特別支援教育課	671-3958
特別支援教育相談課	336-6020
人権教育・児童生徒課	671-3384
健康教育・食育課保健係	671-3275
健康教育・食育課給食係	671-4136
東部学校教育事務所指導主事室	411-0608
西部学校教育事務所指導主事室	336-3743
南部学校教育事務所指導主事室	843-6408
北部学校教育事務所指導主事室	944-5978
こども青少年局放課後児童育成課	671-4068